

価値ある未来をつくる。大切な一票を大切に！

投票に行こう！期日前投票もできます！

期日前投票は、ホントに簡単。毎日投票できます。

期日前投票は、 手続きが簡単

投票日に投票できない理由を「宣誓書」に記入するだけ。仕事はもちろん、旅行・レジャー等の理由でも大丈夫です。



投票所入場券が なくても投票できます

入場券が届いていればお持ちください。ハンコがなくても大丈夫。



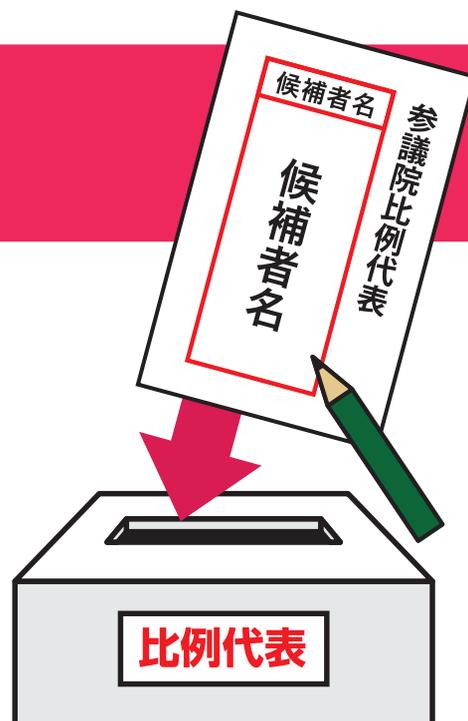
選挙期間中、 毎日受け付けます。

期日前投票期間は、公示日の翌日から投票日前日まで。原則8時30分～20時。投票時間は、地域によって異なる場合がありますので、事前にご確認ください。

参議院比例代表の投票には 必ず候補者名をお書きください。

参議院比例代表選挙の候補者は、全国の有権者（支援者）からの得票数によって当選が決まります。

応援したい「候補者」がおられましたら、「候補者名」を記載することが重要です！



転居したばかりの方、住民票が旧住所の方は注意が必要です。

新住所地で投票するためには、新住所地に転入届をした日から参議院選挙の公示日前日までに3ヶ月以上住んでいる必要があります。選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合は、不在者投票を手続きを。

不在者投票の手順

- ①旧住所地の市区町村の選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。
- ②交付された投票用紙などを持参して、新住所地市区町村の選挙委員会に出向きます。

【注意】

不在者投票は、書類のやり取りを郵送で行うため、手続きに時間がかかりますので早めに請求してください。